

基山町議会
議長 品川 義則 様

厚生産業常任委員会
委員長 末次 明

所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を終了したので、その結果を報告します。

記

1 調査事項及び調査期日

- (1) 農業用ため池の現状について（令和元年10月24日）
（現状説明、亀の甲ため池の現地視察）

2 調査結果

町内には、ため池台帳で管理している農業用ため池が7か所あり、所有者は町所有4か所、国土交通省1か所、地縁団体1か所、個人（共有名義）1か所となっている。管理者は農業用水として水利を利用する各組合となっている。

平成30年7月6日の豪雨により基山町は大きな被害を被った。その中で園部地区の亀の甲ため池は堤体が崩壊し、1年以上経過した10月末までブルーシートが崩壊部分を覆っている状況にあった。なお、亀の甲ため池の所有権は現在、個人（共有名義）であり、管理者は亀の甲水利組合となっている。

これまで、議会では複数の議員の一般質問で復旧工事の内容、管理や所有のあり方について議論されてきているが、水利組合の要望と町の対応に相違があると思われる。現状を正確に把握するため、これまでの経過について産業振興課から説明を受けるとともに、亀の甲ため池の現地で水利組合代表2名から詳細な崩壊状況と堤防築造工事に対する意見、水利組合としての今後の意向等について説明を受けた。

町と水利組合はこれまでに、亀の甲ため池の所有権を水利組合から町へ移管すること、農業用水としての利用や管理方法及び水利権に関すること、堤

防築造工事費用や国・県の補助の確認と受益者負担について協議を重ねてきているが、根本的な解決策には至っていない状況である。なお、崩壊部分については、令和2年2月末までに復旧工事を完了させるとのことであった。

産業振興課からこれまでの経緯を時系列で説明を受けたが、協議内容について水利組合代表者と町との解釈に隔たりがあると感じられた。

当委員会としては、崩壊部分を復旧し周辺住民や周辺施設に対して安心・安全を担保するとともに、次の事項について水利組合に納得いただく提案をするよう要望した。

- (1) 町が所有権の移管を受けた後も水利権を有する水利組合が引き続き農業用水として利用できること。
- (2) 草刈りや水位の管理、豪雨時の対応のあり方について覚書を取り交わすこと。
- (3) 万が一の堤防決壊における損害賠償は水利組合では負担が困難であるので、町として最大限の安全対策を講じて被害が発生しないよう努めること。